



令和4年6月6日

尾張旭市議会議長 殿

山下 幹雄

尾張旭市議会政治倫理要項第5条の規定に基づく審査請求に対する弁明並びに異議申し立て書

対象項目

4 審査請求の対象となる事由を証する資料

文中「山下議員が松原議員に声を荒げたため」と記されていますが、一連の口論について抽象的で一括されており、経緯経過とどの文言が実質「荒げる」にあたるか不明確であるので請求論旨確定の為具体的なご指摘を賜りたい。

文中「片渚議長から退席を命ぜられた。山下議員が松原議員に近づき接近した」との記載に於いて、当日の録音された音声を再確認したが、その場で目撃をしていた川村副議長の音声により「両者が近づいていったように見えた。」とあります。わたくし(山下)自身、片渚議長の命令に従い東側出入口に向かう為席を立ち退室行動をとった際、西出入口に近い最前席に着いていた松原代表が、当方に迫った為、誤解を招くようにとられた行為となった経緯経過が抜け落ちているので、その説明を追加させていただきます。

審査会の審議においては詳細な原因と経緯経過の説明を真摯に実施させていただきますので公平公正な事務と審査お取り計らいの程、お願い申し上げます。

